

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成30年12月19日第17回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

永浜三津子・浦元隆一・杉浦重喜
上妻廣美・花野進・日高隆克・鳥居幸洋
石堂季男・鮫島安平・中崎和行・東道洋・濱脇嘉則

3. 欠席委員

梶原誠

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第6 承認第2号 農用地利用集積計画について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、第17回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。ここから座らせて頂きます。本日は、2番委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は13名中12名で、定足数に達しており、総会は成立をしております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願いいたします。

(議長)座ったまま議事を進行させて頂きます。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、5番杉浦委員、6番上妻委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1頁をお開き下さい。議案第1号、農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数3件、筆数4筆、面積3,574㎡、田1,664㎡・畑1,910㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議の程、宜しくをお願いします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の11番鮫島委員の説明をお願いします。

(11番委員)はい、11番鮫島です。議案第1号順位1について説明をいたします。去る12月11日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-3、地目畑、面積592㎡です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲渡人、住所 神奈川県〇〇〇〇〇〇〇〇7丁目11番12号、〇〇〇〇さん。譲渡人、住所 東京都〇〇〇〇〇〇2丁目15番3号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地8、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営規模拡大となっております。場所については、〇〇〇〇から〇〇〇〇に行く途中の左側に〇〇〇〇〇〇〇があります。その、道を挟んで反対側に、〇〇〇〇の〇〇〇〇があります。今は住宅として利用しております。その〇〇の畑です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いをいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありますか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の14番濱脇が説明をいたします。

(14番委員)議案第1号順位2について説明いたします。去る12月8日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目田、面積826㎡。同字、地番〇〇〇〇、地目田、面積838㎡です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所につきましては、〇〇集落の田浦の一番〇〇の田です。番地は二つに分かれておりますが、1筆の田です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得

後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しましても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程、宜しく願いいたします。

(議 長)事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位3について、担当調査委員の10番石堂委員の説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番石堂です。議案第1号順位3について説明いたします。

去る12月10日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-4、地目畑、面積1,318㎡です。譲渡人、住所 鹿児島市〇〇〇〇7丁目13番18号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんにつきましては、お父さん同士が兄弟で、いとこ関係に当たります。場所につきましては、〇〇〇〇から〇〇〇〇に向かいまして、少し行ったところの右側に〇〇〇〇がございますが、その線を500m程行ったところの左手に〇〇〇〇さん、右手に〇〇〇〇さんの家があります。〇〇〇〇さん宅の〇〇の畑です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程、宜しく願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号順位1から順位3については許可することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。従って、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転3件については、許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。3頁をお開き下さい。議案第2号、農地法第5条申請の順位1について説明いたします。譲受人、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、お二人は夫婦となっております。住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地10。譲渡人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇さん、神奈川県〇〇〇〇〇〇〇〇7丁目11番12号。

〇〇〇〇さん，東京都〇〇〇〇〇2丁目15番3号。申請地，大字〇〇，字〇〇，地番〇〇〇〇番2，地目畑，地積496㎡です。転用目的といたしまして，一般住宅となっております。申請理由は，現在借家住まいで手狭なため，申請地を購入して，自己の住宅を建築したいというものです。金融機関からの融資証明書も提出されており，実現性はありと思われます。土地利用規制等につきましては，都市計画区域内，農振農用地内の第2種農地（市街地近接農地）と考えます。農振農用地区域ではありませんが，ただいま除外申請を行なっております。棟数・面積等としましては，居宅・物置で126.69㎡となっております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に，順位1について，担当調査委員の11番鮫島委員の説明をお願いします。

(11番委員)はい，11番鮫島です。議案第2号，農地法第5条申請の順位1の現地調査について説明をいたします。この案件につきましては，先般12月11日午前9時30分より，濱脇会長，石堂委員，山口推進委員，事務局，申請人の〇〇〇〇さん・〇〇〇〇さん立会いの下，現地調査を実施しました。場所に関しては，先程農地法第3条申請で説明しました，〇〇〇〇さんの農地の〇〇の隣の農地です。申請人は，現在，〇〇集落において借家住まいをしています。家族も増え手狭になったことから申請地を購入して住宅を建築したいということです。申請地の北側は道路を挟んで建物が存在しており，他の周囲は畑となっております。工事をする際には隣接地に土砂の流出等の被害がないよう十分注意を払い，排水計画においても合併浄化槽を設置するという被害防除計画も提出されております。資金計画においても，金融機関の融資証明書を添付してあります。現地で検討した結果，周辺への支障もないと思われます。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長)現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に，順位2について，事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい，事務局です。4頁をお開き下さい。議案第2号，農地法第5条申請の順位2について説明いたします。譲受人，〇〇〇〇さん，住所東京都〇〇〇〇〇〇〇〇783番1。譲渡人，〇〇〇〇さん，住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇さん，神奈川県〇〇〇〇〇〇〇〇〇7丁目11番12号。〇〇〇〇さん，東京都〇〇〇〇〇2丁目15番3号。申請地，大字〇〇，字〇〇，地番〇〇〇〇番5，地目畑，地積497㎡です。転用目的といたしまして，一般住宅の建築となっております。申請理由といたしまして，種子島在住の〇〇〇〇と一緒に暮

らすため、今回申請地に住宅を建築したいということです。金融機関からの残高証明書も提出され、実現性はありと思われれます。土地利用規制等は、都市計画区域内、農振農用地内の第2種農地（市街地近接農地）と考えます。農振農用地ではありますが、ただいま除外申請を行っております。棟数・面積等は、居宅・物置で 130.26 m²となっております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位2について、担当調査委員の11番鮫島委員の説明をお願いします。

(11番委員)はい、11番鮫島です。議案第2号、農地法第5条申請の順位2の現地調査について説明します。この案件につきましては、先般12月11日午前9時45分より、濱脇会長、石堂委員、山口推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さんの嫁、〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所については、先程第5条申請の順位1で説明しました〇〇〇〇さんの〇〇の畑です。申請人は、現在、東京に居住しています。種子島在住の〇〇〇〇と一緒に暮らしたいということで、申請地に住宅を建築したいということです。申請地の北側は道路を挟んで建物が存在しており、他の周囲は畑となっています。工事をする際には隣接地に土砂の流出等の被害がないよう十分注意を払い、排水計画においても合併浄化槽を設置するという被害防除計画書も提出されております。農地法第5条申請順位1と隣接しております。資金計画においても、金融機関の残高証明書を添付してあります。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われれます。委員の皆さんのご審議の程、宜しくをお願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に、順位3について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。5頁をお開き下さい。議案第2号、農地法第5条申請の順位3について説明いたします。譲受人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地。譲渡人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地1。申請地、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番1、地目畑、地積312 m²。転用目的といたしまして、その他、車庫及び倉庫の建築です。申請理由といたしまして、今回申請地を購入して農業用の倉庫・車庫を建築したいということです。金融機関の残高証明書も提出され、実現性はありと思われれます。土地利用規制等につきましては、都市計画区域外、農振農用地外の第2種農地（その他の農地）と考えます。棟数・面積等につきましては、車庫・倉庫で66 m²

となっております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位3について、担当調査委員の1番永浜委員の説明をお願いします。

(1番委員)はい、1番永浜です。議案第2号、農地法第5条申請の順位3の現地調査について説明をいたします。この案件につきましては、先般12月11日午前10時15分より、濱脇会長、上妻委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては、〇〇〇〇を渡ってすぐの十文字の〇〇〇〇に当たります。申請人は、〇〇〇〇集落において、〇〇〇〇に従事しています。農業用の車両機械等の車庫及び肥料保管場所が不足しており、申請地を購入して農業用の車庫・倉庫を建築したいということです。申請地の北側は県道、西側・南側は畑であり、東側が雑種地となっております。工事をする際には隣接する農地等へ土砂の流出等がないよう注意を払うという誓約書も添付してあります。資金計画においても、金融機関の融資証明書を添付してあります。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われまます。委員の皆さんのご審議を宜しくお願いいたします。

(議長)現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号順位1から順位3については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。

次に、日程第5、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。本案について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の6頁をお開き下さい。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明いたします。件数7件、筆数15筆、変更面積36,311㎡、契約年数6年の合意解約であります。詳細については、7頁から15-2頁に添付しております。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、12番委員の退席をお願いします。

(12番委員の退席)

(議長)これから順位1から順位2について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。順位1から順位2については、承認することにご異議ありませんか。

- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。
(12番委員の入室)
- (議長)これから順位3から順位7について審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。これから採決します。順位3から順位7については、承認することにご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」は、承認することに決定しました。
次に日程第6、承認第2号「農用地利用集積計画について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。
- (事務局)はい、事務局です。資料の16頁をお開き下さい。承認第2号、農用地利用集積計画について説明いたします。平成30年12月28日を公告日とする利用権設定、所有権移転5件、筆数20筆、賃貸借権16件、筆数32筆、面積128,965㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては、17頁から49頁に添付してあります。なお利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程を宜しくお願いします。
- (議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することに、ご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画について」の件は、承認することに決定しました。
これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成30年第17回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者

